

統 審 議 第 8 号

平成 19年 9月 14日

総 務 大 臣
増 田 寛 也 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第321号の答申
法人企業統計調査の改正について

財務省は、法人企業統計調査（指定統計第110号を作成するための調査）について、我が国における法人の経済活動全体の実態を体系的かつ的確に把握するため、平成20年度調査から、調査対象業種に金融・保険業を追加するとともに金融・保険業に対応した調査票の新設等を行った上で、実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 調査対象業種の追加

法人企業統計調査（以下「本調査」という。）については、従来、我が国における法人の企業活動の実態を明らかにすることを目的とし、金融・保険業以外の業種（以下「一般業種」という。）に係る法人を対象に実施されてきた。金融・

保険業については、我が国の経済活動上、重要な地位を占める分野となっているにもかかわらず、既存の統計では金融・保険業の全容が把握されていないため、本調査において、金融・保険業を調査対象とすることにより、金融・保険業を含めた統計を体系的に整備することが求められており、このことは、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）においても指摘されているところである。

このようなことから、今回、我が国における法人の経済活動の実態を体系的かつ的確に把握するため、日本標準産業分類に掲げる大分類K－金融・保険業を調査対象業種に追加し、これまで調査対象としてきた国内に本店を有する営利法人（合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社）に加え、非営利法人である信用金庫、信用協同組合等の協同組織金融機関及び相互会社を調査対象とする計画である。

金融・保険業を調査対象業種に追加することについては、1)金融・保険業の経済活動の実態を財務諸表ベースで詳細に把握する調査は他にないこと、2)金融・保険業を含むすべての産業について産業横断的に法人の企業活動の実態を把握することが可能となるものであること、3)国民経済計算における設備投資等の推計など統計需要への的確な対応を図るものであること、4)金融・保険業に係る行政記録については、利用上の制約があるほか、対象が一部業種に限られ、四半期ベースでは把握されていないなど、これにより代替することは困難であること等から、適当と認められる。

また、金融・保険業において、非営利法人である協同組織金融機関及び相互会社を調査対象に追加することについては、金融・保険業の業態の特殊性、銀行業及び保険業においてこれらの法人が果たす役割の大きさ等にかんがみ、金融・保険業の実態を的確に把握するものであることから、おおむね適当と考えられる。

ただし、本調査の調査対象の定義については、「本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社、株式会社」としているが、1)調査対象に追加する協同組織金融機関及び相互会社については、各事業法により、「主たる事務所」において登記することとされていることから、銀行業用及び保険業用の調査票において、「本店の所在地」を「本店又は主たる事務所の所在地」に変更するとともに、2)国内の本店又は主たる事務所において登記された法人が対象であることを記入要領等において分かりやすく解説することが適当である。

なお、本審議会の審議に基づき、日本標準産業分類の改定がなされた場合には、本調査においても、可能な限り、新たな産業分類に対応する業種区分とすることが適当である。

(2) 調査事項及び調査票

金融・保険業に係る調査事項については、一般業種と同様に、財務諸表等の用

語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）等を基に、貸借対照表及び損益計算書に係る経理事項のほか、金融・保険業特有の事項として、各法人における店舗展開の実態を明らかにするため、店舗数に係る事項等とする計画である。また、調査票については、金融・保険業の業態の特殊性を反映した経理事項の相違を踏まえ、年次別調査及び四半期別調査それぞれにおいて、従来の一般業種用の調査票に加え、金融・保険業用の調査票として、銀行業用、貸金業・投資業等非預金信用機関用、証券業用、保険業用及びその他の証券業・商品先物取引業・その他の保険業用の計5種類の調査票を新設する計画である。

これらについては、金融・保険業の実態の的確な把握及び統計需要への的確な対応等の観点からみて、おおむね適当と認められる。

ただし、リース取引に関する会計基準の改正により、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、原則、売買取引に準じ、借り手側では固定資産として会計処理する方法に変更されることを踏まえ、会計処理方法の変更に伴う固定資産額の変動状況の分析に資する観点から、一般業種を含めた四半期別調査のすべての調査票において、固定資産増加額欄へのリース資産の計上の有無について確認する欄を新たに設けるとともに、借り手側における記入上の混乱を回避するため、新規のリース契約に係る固定資産については「新設」欄に、既存のリース契約に係る固定資産については「譲受振替等」欄に区分して記入するよう、調査票及び記入要領において注記することが適当である。

(3) 標本設計及び調査方法

金融・保険業に係る標本設計については、業種別、資本金階層別に、資本金1億円以上は全数、1億円未満は等確率系統抽出により行う計画である。

これについては、金融・保険業における業種別、資本金階層別の母集団の分布状況を踏まえつつ、試験調査結果を基に、各階層ごとに十分な精度を担保するよう、必要な標本数を確保するものとなっており、適当と認められる。

また、金融・保険業に係る調査方法については、年次別調査及び四半期別調査において同一の法人を対象に調査するとともに、調査客体を2年間継続して調査する計画である。

これについては、調査結果の不連続性等を回避するための措置であり、適当と認められる。

(4) 集計及び公表

金融・保険業に係る集計及び公表については、銀行業、貸金業・投資業等非預金信用機関、証券業、その他の証券業・商品先物取引業、保険業及びその他の保険業の6業種に区分し、集計・公表する計画である。

これについては、統計需要への的確な対応等の観点からみて、おおむね適当と認められる。

ただし、保険業については、生命保険業と損害保険業において業態が大きく異なること、また、区分して表章を行うことに対する利用者のニーズも高く、全数調査でもあることから、保険業として集約した形での表章のほか、生命保険業及び損害保険業に区分して表章することが適当である。また、損害保険業については表章が可能な配当率のデータを表章することが適当である。

2 今後の課題

(1) 信用事業のみを行う農業協同組合等の取扱い

日本標準産業分類上、金融・保険業に分類される農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合については信用事業のみを行うもののみが該当する。これらについて、現段階においては、その実態が把握されていないため、調査対象から除外することはやむを得ないが、今後、実態を踏まえた母集団名簿が整備された段階においては、調査対象に追加することが必要である。

(2) パネルデータの作成・公表

全数調査の対象となっている大規模資本金階層の法人のほか、金融・保険業においてはすべての法人について2年間継続して調査されることにかんがみ、統計需要への的確な対応及びデータの有効利用を図る観点から、これらの法人を対象として、パネルデータを作成し、例えば、経常収益の伸び率別法人数など法人の分布状況に係るデータを公表するなど、本調査のデータの有益な活用を図る方策について検討することが必要である。

(3) 前回答申への対応

ア 標本設計及び調査方法の見直し

前回（平成13年）の改正計画案に対する諮問第274号の答申において、一般業種に係る標本設計については、毎年標本替えが行われていること、また、資本金1億円未満の資本金階層では母集団数に比べて調査客体数の割当てが少ないことから、特に、低資本金階層における調査結果の変動が大きくなっている現状を踏まえ、報告者負担の軽減に配慮しつつ、低資本金階層の標本抽出方法の見直しについて、今後検討することが必要としている。

今回、新たに調査対象とする金融・保険業の標本設計に当たっては、上記1-(3)のとおり、前回答申における指摘を踏まえた対応が図られているが、一般業種に関しては、依然として、前回答申に対して所要の改善が図られていない状況となっている。

このため、今後、前回答申への対応として、金融・保険業に係る調査の検証結果を踏まえつつ、一般業種においても、年次別調査及び四半期別調査において同一の法人を調査するとともに調査客体を2年間継続して調査する手法を導入することについて、可能な限り早期に検討することが必要である。

また、調査結果の不連続性をより小さくする観点から、金融・保険業のみならず、一般業種を含む本調査全体において、四半期ごと又は半年ごとに、順に標本替えを行う手法の導入の可能性について検討する必要がある。

イ 業種分類の的確な格付

本調査の業種分類については、前回答申において、資本金規模の大きな法人の業種変更は調査結果全体に与える影響が大きいため、大規模法人の産業構造の変化を的確に表す業種分類の在り方について、企業活動の実態等を踏まえ、今後検討することが必要としている。

これを踏まえ、特に産業間移動による影響が大きな業種とされた船舶製造・修理業については既に業種分類の見直しが行われているところであり、また、業種分類の変更に当たっては、過去数年間の売上高の動向等を踏まえつつ、個別に判断することとしているが、業種分類の格付については、引き続き、適切な見直しを行うよう留意することが必要である。